

児童扶養手当

■ 児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父（母）と生計をともにできない児童が養育されている家庭生活の安定と自立を助けるために、児童の母（父）や母（父）に代わってその児童を養育している人に支給されます。父（母）がいても極めて重度の障害がある場合には支給されます。

■ 受給資格者

次に該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当2級に該当する程度）以上の障害がある児童）を養育している母（父）、または養育者です。

1. 父母が離婚した後、父（母）と生計を同じくしていない児童
2. 父（母）が死亡した児童
3. 父（母）が重度の障害の状態にある児童 など

※ 児童が施設入所している場合には支給されません。

また、対象となる児童が母（父）の配偶者（内縁関係、同居など婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人も含む）に養育されている場合も支給されません。

■ 支給額（令和2年4月現在）（所得制限があります）

	手当（月額）	
	全部支給	一部支給
児童が1人のとき	43,160円	所得に応じて10,180円から43,150円まで 10円単位の額
児童が2人のとき (5,100～10,180円加算)	53,350円	所得に応じて15,290円から53,030円まで 10円単位の額
児童が3人のとき (3,060～6,100円加算)	59,460円	所得に応じて18,340円から59,430円まで 10円単位の額

※ 児童が4人以上のときは、1人増えるごとに、3,060円から6,100円が加算されます。

■ 所得制限限度額

受給資格者及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が下表の限度額以上である場合、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部または一部が支給されません。また、養育費についても8割相当額を所得に加算します。

扶養親族等の数	受給者本人の所得制限限度額		扶養義務者等の所得制限限度額
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

■ 手当の支給

手当は、手続きされた月の翌月から支給され、奇数月に年6回、前月分までの手当（2か月分）が口座に振り込まれます。

■ 現況届

受給資格者は全員、認定を受けた後も、毎年8月に手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかの審査を受けるため、現況届の提出が必要になります（手当が全額停止になっている方も含む）。市役所から事前に書類を送付しますので、8月中に提出してください。

■ その他

引越し等で住所を変更したとき、氏名の変更をしたとき、あるいは受給資格がなくなった場合などは、それぞれ届け出が必要になりますので、必ず手続きをしてください。

児童扶養手当の認定請求について

児童扶養手当は、父（母）親のいない児童の家庭又は実質的に父（母）親が不在の状態にある児童の家庭に対し、その生活の安定と自立の促進を図ることを目的として支給されるものです。

- 認定請求できる条件をご確認ください
 - 対象児童が施設入所していないこと。
 - 事実婚関係にある人がいないこと。（婚姻や同居をしていなくても事実婚とみなされる場合があります。不正に受給された場合は手当を返還していただくことになります。）
- 申請に必要な書類
 - ※下記1、4、5、6、8の書類は窓口でご記入いただきますので、印鑑を持参してください。
 - ※添付書類は30日以内の日付のものとなります。
 - ※代理の方による申請はできません。必ずご本人が来庁し、申請をお願いします（各総合支所でも申請受付をします）。

1 認定請求書

2 請求者及び対象児童の戸籍謄本（離婚日が記載されているもの）

（対象児童が前夫（妻）の戸籍に入っている場合は、その戸籍謄本と、請求者（母または父）の戸籍謄本の2通が必要になります。）

3 請求者、児童及び扶養義務者全員分の個人番号の分かるもの

個人番号（マイナンバー）通知カード等持参してください。

4 課税台帳の閲覧に関する同意書

（請求者、児童を含め同居している家族全員について記入してください。）

5 養育費等に関する申告書

（婚姻解消・未婚の場合に必要となります。）

6 公的年金調書

7 各種申立書・証明書

（児童と別居の場合等必要となります。）

8 本年及び前年1月1日時点住所地の確認書

（本年または前年1月1日時点で八幡平市に住所のない方のみ必要です。）

※ 公的年金等を受給している方が申請する場合は、上記書類に加えて「公的年金給付等受給状況届」、「公的年金給付等受給証明書もしくは年金額が分かる通知書の写し」、「公的年金給付等の額改定に関する同意書」の3点が必要になります。

※ 上記の書類は基本的なものです。場合によって、この他に必要となる書類もありますので下記の担当までお問い合わせください。

※ 手当の受給資格が認定となり手当が支給されることとなった場合は、申請に必要な書類を全て提出した日の翌月分から支給が開始されることとなります。

※ 離婚の事実が記載された戸籍の交付が翌月になる場合、離婚届受理証明書による申請も可能です。ただし、後日戸籍が交付され次第、戸籍謄本を提出していただく必要があります。

担当：八幡平市地域福祉課児童福祉係

TEL：0195-74-2111（内線1106）